

議案第63号

湯梨浜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例について

次のとおり、湯梨浜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例
の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第9
6条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和4年6月10日 提出

湯梨浜町長 宮 脇 正 道

湯梨浜町条例第 号

湯梨浜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

湯梨浜町過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例（令和3年湯梨浜町条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、<u>法第2条第2項の規定による公示の日（以下「公示日」という。）</u>から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄</u>の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項第1号</u>に規定</p>	<p>(課税免除)</p> <p>第2条 町長は、<u>令和3年4月1日</u>から令和6年3月31日までの間に、持続的発展計画に記載された産業振興促進区域内において、持続的発展計画において振興すべき業種として定められた租税特別措置法（昭和32年法律第26号）<u>第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄</u>に掲げる事業の用に供する設備で同法<u>第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄</u>の規定の適用を受けるものであって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める額以上のもの（以下「特別償却設備」という。）の取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）<u>第28条の9第10項</u>に規定する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円</p>

する資本金の額等（以下「資本金の額等」という。）が5,000万円を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（公示日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、新たに固定資産税を課することとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税を課さない。

を超える法人が行うものにあつては、新設又は増設に限る。）をした者について、当該特別償却設備である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地（令和3年4月1日以後において取得したものに限り、かつ、土地については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設に着手があつた場合における当該土地に限る。）に対しては、新たに固定資産税を課することとなつた年度から3年度分の固定資産税に限り、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定により、固定資産税を課さない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。